

【ふだんの暮らしに幸せを】

重富校区コミュニティ協議会

◆ 福祉部 だより ◆ No. 21

介護保険（第4話）

令和元年12月15日発行
重富校区コミュニティ協議会
〒899-5652
姶良市平松6252番地
TEL73-7174 Fax73-7177
福祉部 部長 高野俊明

『あったかいね。介護保険』

福祉用具の利用や住宅環境整備に関する情報です。

◆介護保険で利用できるサービス

介護保険で利用できるサービスには既にご紹介した、■在宅サービス■施設サービスの他に今回ご紹介する■地域密着型サービスがあります。

・地域密着型サービスとは（詳細は別紙をご覧ください。）

住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じたサービスが受けられます。
原則として住んでいる市区町村のサービスのみ利用できます。



◆福祉用具を利用するサービス

・福祉用具貸与【要介護（1～5）・要支援1・2と認定された方】

（日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。）

※要支援（1～2）の方は福祉用具のうち介護予防に役立つものについて
貸与が受けられます。

福祉用具貸与の対象

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ・手すり★（工事をともなわないもの） | ・特殊寝台付属品 |
| ・スロープ★（工事をともなわないもの） | ・床ずれ防止用具 |
| ・歩行器★ | ・体位変換機 |
| ・歩行補助つえ★ | ・認知症老人徘徊感知機器 |
| ・車いす | ・移動用リフト（つり具を除く） |
| ・車いす付属品 | ・自動排泄処理装置 |
| ・特殊寝台 | （原則として要介護4・5のみ） |



※要支援1・2および要介護1のひとは、原則として★印の用具のみ保険給付の対象です。

※自動排泄処理装置のうち尿のみを吸引するものについては、要支援1・2

要介護1～3の人も対象になります。

申請が必要です！

・特定福祉用具販売（福祉用具購入費の支給）

【要介護（1～5）・要支援1・2と認定された方】

（下記の福祉用具を都道府県などの指定業者から購入したとき、費用が支給されます。）

※要支援（1～2）の方は介護予防に役立つ下記の福祉用具を都道府県などの
指定業者から購入したとき、費用が支給されます。

特定福祉用具販売の対象

- | |
|------------------|
| ・腰掛便座 |
| ・入浴補助用具 |
| ・自動排泄処理装置の交換可能部品 |
| ・簡易浴槽 |
| ・移動用リフトのつり具 |



◆事業所ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されているので、購入の際は相談しましょう。

※サービス費用について

いったん利用者が全額負担します。あとで領収書などを添えて姶良市に申請すると、一年度（4月～翌年3月）で10万円を上限に利用者負担を除いた額が支給されます。

◆住宅環境を整備するサービス

- ・**住宅改修費支給**（事前の申請が必要です）

【要介護（1～5）・要支援1・2と認定された方】

（手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、費用が支給されます。）

介護保険でできる住宅改修の例

- ・廊下や階段、浴室やトイレなどの「手すりの取り付け」
- ・「段差解消」のためのスロープ設置など
- ・滑り防止などのための「床または通路面の材料の変更」
- ・引き戸などへの「扉の取り換え」
- ・洋式便器などへの「便器の取り換え」



※上記の改修にともなって必要となる工事も支給の対象になります

※サービス費用について

いったん利用者が全額負担します。あとで姶良市に申請すると、20万円を上限に利用者負担分を除いた額が支給されます。

住宅改修利用の手順

1) 家族や専門家などに相談

本人だけでなく家族で話し合い、心身の状況などを考慮しながら、ケアマネジャーや理学療法士などの専門家に相談します。

2) 姉良市への事前申請／姶良市の確認

提出書類

- ・住宅改修が必要な理由書
- ・工事費見積書
- ・改修部分の日付け入りの写真や図（改修後の完成予定の状態がわかるもの）
- ・住宅所有者の承諾書（改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合）など



3) 工事の実施

4) 住宅改修費の支給申請（工事後）

提出書類

- ・住宅改修費支給申請
- ・住宅改修に要した費用の領収書
- ・工事費内訳書
- ・完成後の状態を確認できる書類（改修前、改修後の日付入りの写真を添付）

5) 住宅改修費の支給

☆最後に

※介護が必要とならないようにするためにには

介護予防・日常生活支援事業を活用して、早いうちから
介護予防に取り組むことが大切です。

◎気になることがあった時は、地域の民生委員や市役所の
問い合わせ窓口に相談しましょう！

【介護に関するお問い合わせ先】

◎姶良市役所 長寿・障害福祉課介護保険係

☎ 66-3251



◎姶良市地域包括支援センター

☎ 64-5537

【まずは相談しましょう】

◆介護保険で利用できる地域密着型サービス一覧（原則として住んでいる市区町村のサービスのみ利用できます。）

| サービス名称 | 要介護 1～5 介護認定 | 要支援 1～2 |
|-----------------------------------|---|--|
| 小規模多機能型居宅介護 | 通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊のサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。 | 通いを中心にも、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊のサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。 |
| 認知症対応型通所介護 | 認知症の人が、食事や入浴などの日常生活上の世話や機能訓練、専門的なケアなどのサービスを日帰りで受けられます。 | 認知症の人が、食事や入浴などの日常生活上の世話や機能訓練、専門的なケアなどのサービスを日帰りで受けられます。 ※要支援1の方は利用できません。 |
| 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) | 認知症の人が共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。 | 認知症の人が共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。 ※要支援1の方は利用できません。 |
| 地域密着型介護老人福祉施設 入所生活介護 | 定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。 | 定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。 ※新規入所できるのは、原則として要介護3～5の人です。 |
| 地域密着型特定施設 入所生活介護 | 定員が29人以下の小規模な介護専用型の有料老人ホームに入居する人が、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。 | 定員が29人以下の小規模な介護専用型の有料老人ホームに入居する人が、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通い・訪問・短期間の宿泊を利用して介護・医療・看護のケアが受けられます。 | 小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通い・訪問・短期間の宿泊を利用して介護・医療・看護のケアが受けられます。 |
| 夜間対応型訪問介護 | 定期的な巡回や随時の通報による夜間専用の訪問介護が受けられます。（姶良市に現在事業所はありません。） | 定期的な巡回や随時の通報による夜間専用の訪問介護が受けられます。（姶良市に現在事業所はありません。） |
| 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護 | 日中・夜間を通じて定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問してもらい、介護や看護、緊急時の対応が受けられます。 | 日中・夜間を通じて定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問してもらい、介護や看護、緊急時の対応が受けられます。 |
| 地域密着型通所介護 | 定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けられます。 | ※総合事業の指定を受けている事業所においては、要支援の方も総合事業サービスとして利用することができます。 |